

## 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に係る処分基準の改定について

### 1 改定の理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第45号）が令和7年6月28日付けで施行されることに伴い、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に係る処分基準について必要な規定の整理を行うもの。

### 2 改定内容

- (1) 二以上の営業所を有する風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者について、一の営業所に関して行われた法令違反行為を処分事由として他の営業所についても行政処分を行う場合の基準等について定めるとともに、営業者が複数の法令違反行為を行った場合には指示処分を行わずに取消し等を行うことができる旨を明記した。
- (2) 条ずれ等の反映、誤字の修正、用語の整理等

### 3 対象となる処分基準

- (1) 風俗営業者に対する指示（第25条）
- (2) 風俗営業の許可の取消し、停止命令（第26条第1項）
- (3) 飲食店営業の停止命令（第26条第2項）
- (4) 店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示（第29条）
- (5) 店舗型性風俗特殊営業の停止命令（第30条第1項）
- (6) 店舗型性風俗特殊営業の廃止命令（第30条第2項）
- (7) 浴場業営業等の停止命令（第30条第3項）
- (8) 無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示（第31条の4第1項）
- (9) 無店舗型性風俗特殊営業の停止命令（第31条の5第1項）
- (10) 受付所営業の廃止命令（第31条の5第2項）
- (11) 無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示（第31条の6第2項第1号）
- (12) 無店舗型性風俗特殊営業の停止命令（第31条の6第2項第2号）
- (13) 受付所営業の廃止命令（第31条の6第2項第3号）
- (14) 映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示（第31条の9第1項）
- (15) 映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する年少者利用防止のための命令（第31条の10）
- (16) 映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示（第31条の11第2項第1号）
- (17) 映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する年少者利用防止のための命令（第31条の11第2項第2号）
- (18) 店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示（第31条の14）
- (19) 店舗型電話異性紹介営業の停止命令（第31条の15第1項）
- (20) 店舗型電話異性紹介営業の廃止命令（第31条の15第2項）
- (21) 無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示（第31条の19第1項）
- (22) 無店舗型電話異性紹介営業の停止命令（第31条の20）

- (23) 無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示（第31条の21第2項第1号）
- (24) 無店舗型電話異性紹介営業の停止命令（第31条の21第2項第2号）
- (25) 特定遊興飲食店営業者に対する指示（第31条の24）
- (26) 特定遊興飲食店営業の許可の取消し、停止命令（第31条の25第1項）
- (27) 飲食店営業の停止命令（第31条の25第2項）
- (28) 飲食店営業者に対する指示（第34条第1項）
- (29) 飲食店営業の停止命令（第34条第2項）
- (30) 興行場営業の停止命令（第35条）
- (31) 特定性風俗物品販売等営業の停止命令（第35条の2）
- (32) 接客業務受託営業を営む者に対する指示（第35条の4第1項）
- (33) 接客業務受託営業の停止命令（第35条の4第2項）
- (35) 接客業務受託営業を営む者に対する指示（第35条の4第4項第1号）
- (36) 接客業務受託営業の停止命令（第35条の4第4項第2号）

#### 4 施行日

令和7年6月28日